

平成30年度 特定健診等請求データの電子化(滋賀県方式)における 電子化処理に係るみなし基準の追加について

今般、市町国保代表保険者等と再調整を行い、市町国保の受診者に対する「血清クレアチニン及びeGFR」に係る滋賀県方式の電子化について、当該年度の健診の結果、血圧または血糖が詳細な健診項目の基準値に該当する場合には詳細項目として、基準値に該当しない場合は追加健診として実施したのとして電子化を行い、保険者へ報告することになりました。

つきましては、滋賀県方式の電子化処理に関して、下記のとおりみなし基準の追加設定を行いましたのでご了承方お願いいたします。

記

(平成30年度版手引き P155 ※追加の箇所は下線を表記)

区分	項目名	みなし基準 変更前(現行)	みなし基準 変更後
詳細な健診項目	血清クレアチニン 『実施理由』	<ul style="list-style-type: none"> ・未記入の場合は未実施として処理 ・後期高齢者健診の場合は、削除 	<ul style="list-style-type: none"> ・被用者保険の者で未記入の場合は未実施として処理 ・後期高齢者健診の場合は、削除 ・追加健診委託保険者の場合は、<u>当該年度の健診結果において、血圧または血糖が、詳細な健診項目「血清クレアチニン検査」の基準値に該当する場合は、実施理由に該当するものとみなし電子化(血圧を2回以上測定した場合は、平均値を用いる)</u>
	血清クレアチニン 『検査結果の値』	<ul style="list-style-type: none"> ・実施理由欄にチェックがあった場合でも、血清クレアチニンの検査データがない場合は、「未実施」で処理 ※追加健診委託保険者で、実施理由欄にチェックがなく、血清クレアチニンほか追加健診の検査データがそろっていた場合は、「追加健診」として実施したのとして処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施理由欄にチェックがあった場合でも、血清クレアチニンの検査データがない場合は、「未実施」で処理 ※追加健診委託保険者で、実施理由欄にチェックがなく、<u>当該年度の健診結果において、血圧または血糖が、詳細な健診項目「血清クレアチニン検査」の基準値に該当した場合は、「詳細項目」として実施したのとする。基準値に該当せず、血清クレアチニンほか追加健診の検査データがそろっていた場合は、「追加健診」として実施したのとして処理</u>